

1 会長及び会長代行の選出について

会長及び会長代行については、国民健康保険法施行令第5条により、公益を代表する委員の中から選出することとされています。

[illegible]

会長代行：【 】

氏 名
川口 政夫
橋爪 大輔
榊原 徳昭
熊野 愛子
中家 悦生

(参考)

○国民健康保険法施行令（抜粋）

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。